

国際芸術祭「あいち」組織委員会 運営会議

次 第

日時：2026年3月16日（月）

午後2時から

場所：国際芸術祭「あいち」

組織委員会事務局内

1 開 会

2 議 事

報告事項

国際芸術祭「あいち2025」の開催結果について

議決事項

議案1 2026年度事業計画及び収支予算について

議案2 監事の委嘱同意案件について

議案3 国際芸術祭「あいち」組織委員会規約の一部改正について

3 その他

4 閉会

<配付資料>

資料1：国際芸術祭「あいち2025」の開催結果について

資料2：議案1 2026年度事業計画及び収支予算について

資料3：議案2 監事の委嘱同意案件について

資料4：議案3 国際芸術祭「あいち」組織委員会規約の一部改正について

国際芸術祭「あいち 2025」の開催結果について

1 来場者数

- 最終的な来場者数は、524,069 人となった。(前回より 36,235 人増)
- 瀬戸市のまちなか会場は、これまでのまちなか会場(名古屋市内を除く)において、最も多い来場者数であった。
- 愛知県陶磁美術館は、これまで会場となった名古屋市美術館や豊田市美術館より、多くの来場者があった。

○来場者数の比較

(単位：人)

		2025	2022	2019	
現代美術展	芸文センター	178,561	149,583	277,864	
	まちなか会場	名古屋市内	—	有松 85,130	四間道・円頓寺 77,133
		名古屋市外	瀬戸 165,038	一宮 132,582	豊田 114,626
	美術館		—	常滑 78,017	—
		美術館	陶磁美 116,954	—	名古屋市美 52,398
	計	460,553	445,312	522,021	
映像プログラム等		—	—	13,243	
パフォーミングアーツ (舞台芸術)		8,039	4,614	53,386 (音楽プログラム含む)	
ラーニング・プログラム (普及教育)		43,986	26,377	79,770	
連携事業等 (ポップ・アップ！含む)		11,491	11,531	7,519	
計		524,069	487,834	675,939	

2 チケット収入

[現代美術展]

- チケット販売枚数は 72,044 枚(前回より約 9,600 枚増)となった。
- 種類別の前回は、特別販売券約 75%、前売券約 103%、会期中販売券約 145%となった。
- 会期中販売券が、会期を通じて好調だったこともあり、総販売金額は、前回比 136%の 151,423,600 円と前回より約 4,000 万円増加した。

○現代美術展チケット販売

		2025	2022	2019
特別販売券 ※	枚数	16,835	22,585	35,324
	金額	29,067,100	31,493,800	43,292,149
前売券	枚数	6,337	6,132	10,638
	金額	16,683,100	13,794,400	15,762,322
会期中販売券	枚数	48,872	33,732	79,708
	金額	105,673,400	65,695,000	115,133,567
計	枚数	72,044	62,449	125,670
	金額	151,423,600	110,983,200	174,188,038

※2019 は特別先行前売券

[パフォーミングアーツ]

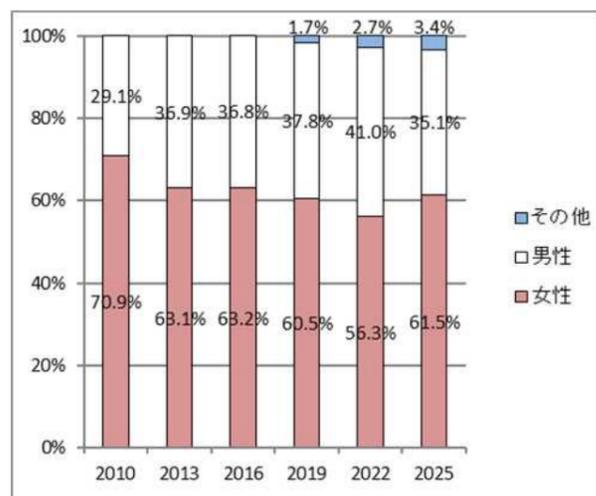
- 9 演目 346 公演(前回 14 演目 207 公演)を開催した。

		2025	2022	2019
計	枚数	3,640	4,004	5,655
	金額	12,132,300	11,130,600	12,857,690

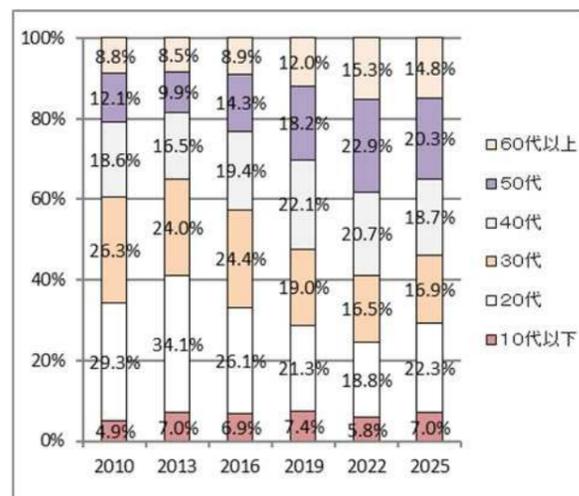
3 アンケート結果（アンケート用紙への記入及びWebにより実施。回収数 4,594）

- (1) 「性別」では、女性が61.5%、男性35.1%となった。
- (2) 「年齢別」では、20代が22.3%となり、年代別で最も高い割合となった。
- (3) 「住まい」では、海外が3.9%となり、これまでで最も高い割合となった。
- (4) 「現代美術展の展示作品の感想」では、「大変良かった」「良かった」が合わせて92.5%となりこれまでで最も高い割合となった。

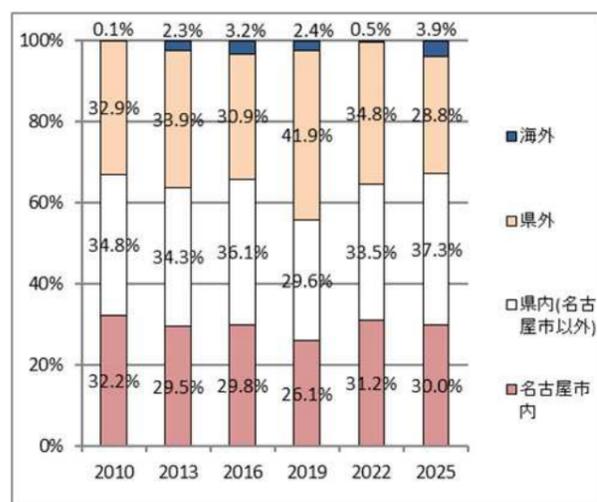
(1) 性別



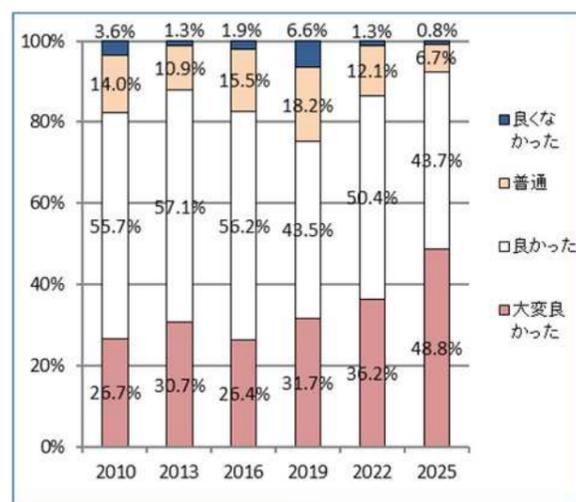
(2) 年齢別



(3) 住まい



(4) 現代美術展の展示作品の感想



4 有識者ヒアリング

有識者10名に対し、「あいち2025」終了後にヒアリング調査を実施した。

○評価できる点

- ・海外からの芸術監督という試みも非常に良かった。芸術監督が、先進国中心ではなくグローバルサウスのアーティストを多く選定されていて、チャレンジングなことだったと思う。オープニングにおける芸術監督の声明には、大変共感した。
- ・継続的に大都市圏で行われてきた芸術祭として日本を代表するものになっている。海外のアート関係者からも、横浜と愛知は認知されている。

○改善・修正すべき点

- ・名古屋市内への街中展開がいくつかピンポイントでも行われることを期待したい。
- ・パフォーマンスアーツは、とても良心的な価格で観られる。舞台芸術に触れる人を増やすためにも、この料金を活かしながら、もう少し有名なパフォーマーも入れてほしかった。
- ・ラーニングプログラムは、参加者以外になかなか浸透しないので、一般の来館者にも伝わる何か顕在化させる方法をもう少し探ってもいいように思われた。

○今後の国際芸術祭開催に向けたアドバイス

- ・国内の多くの芸術祭が地域活性化を目的としている中で、愛知は、アートのための芸術祭である。これからもそのベクトルで突き進むべき。
- ・愛知の芸術祭の場合は、議論ができる場になっている。このスタンスを続けてほしい。愛知は、歴史・産業的に重要な場所。地方会場はぜひ続けて欲しい。
- ・全体に落ち着いた展示で、個々の作家に十分な空間が与えられ、鑑賞しやすい雰囲気作りがなされていた。一方で、芸文センター内からはみ出るような空間の使い方、いわば意外性があまりなかった。

<ヒアリング対象者>

久野 敦子	セゾン文化財団常務理事
藤井 慎太郎	早稲田大学文学学術院文学部教授
浅野 健	(株)都市研究所スペース取締役
高橋 綾子	名古屋造形大学教授
服部 今日子	Pace ギャラリー副社長
島 敦彦	国立国際美術館館長、元愛知県美術館館長
星野 太	東京大学大学院総合文化研究科准教授
木村 絵理子	弘前れんが倉庫美術館館長
岡村 恵子	東京都現代美術館学芸員
光岡 寿郎	東京経済大学コミュニケーション学部教授

議案 1

2026 年度事業計画及び収支予算について

2026 年度国際芸術祭「あいち」組織委員会の事業計画及び収支予算について、次のとおりとする。

2026 年 3 月 16 日提出

国際芸術祭「あいち」組織委員会

会長 大 林 剛 郎

(説明)

この案を提出するのは、2026 年度の事業計画及び収支予算を国際芸術祭「あいち」組織委員会規約第 10 条第 4 項第 2 号に基づき、運営会議において議決する必要があるからである。

2026 年度事業計画及び収支予算について

(2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで)

1 2026 年度事業計画

2028 年の国際芸術祭の開催に向けて、次の事業を実施する。

(1) 事業企画

国際芸術祭の学芸部門の責任者として芸術監督を選任する。

会長及び芸術監督を中心に、次の事項について検討し、決定する。

- テーマ及びコンセプト
- キュレーター等専門スタッフの選定などの企画推進体制
- 会期、会場、事業展開などの開催概要

(2) 連携事業・ラーニング

「アートラボあいち」で、4つの芸術大学（愛知県立芸術大学、名古屋芸術大学、名古屋造形大学、名古屋学芸大学）との連携事業を行うほか、地域文化団体や市町村等との連携を図る。

(3) 広報 PR 活動等

Web サイトによる情報発信やシンポジウム等を実施する。

2 2026 年度収支予算

(1) 収入の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 負担金収入	50,432	愛知県負担金
2 諸収入	1	受取利息
収入の部 合計	50,433	

(2) 支出の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 事業費	46,109	
(1) 事業企画活動費	25,141	監督、専門スタッフ活動費等
(2) 連携事業・ラーニング	13,204	アートラボあいち運営等
(3) 広報・PR	7,764	Web サイト構築等
2 管理費	4,324	運営会議開催、事務機器リース等
支出の部 合計	50,433	

議案 2

監事の委嘱同意案件について

下記 2 名に、国際芸術祭「あいち」組織委員会監事を委嘱する。

なお、任期は 2026 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までとする。

2026 年 3 月 16 日提出

国際芸術祭「あいち」組織委員会

会長 大林 剛 郎

記

柘植 里恵 (つげ さとえ)

齋木 博行 (さいき ひろゆき)

(説明)

この案を提出するのは、国際芸術祭「あいち」組織委員会監事について国際芸術祭「あいち」組織委員会規約第 6 条第 4 項に基づき、運営会議の同意を得る必要があるからである。

議案 3

国際芸術祭「あいち」組織委員会規約の一部改正について

国際芸術祭「あいち」組織委員会規約の一部を下記のとおり改正する。

2026年3月16日提出

国際芸術祭「あいち」組織委員会
会長 大林 剛 郎

記

- 1 第5条第1項中「公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長、」の次に「地方独立行政法人愛知県美術館機構理事長、」を加える。
- 2 第6条第1項(2)中「2名」を「4名」に改める。
- 3 第10条第2項中「公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長」の次に「、地方独立行政法人愛知県美術館機構理事長」を加える。
- 4 別表「愛知県知事が委嘱する者」の次に「のうち、あらかじめ会長が選任した者」を加える。
- 5 改正後の規約は、2026年4月1日から施行する。

(説明)

この案を提出するのは、国際芸術祭「あいち」組織委員会の構成員を見直すこと等に伴い、国際芸術祭「あいち」組織委員会規約(以下「規約」という。)の改正について、規約第10条第4項第1号に基づき、運営会議において議決する必要があるからである。

国際芸術祭「あいち」組織委員会規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、国際芸術祭「あいち」組織委員会（以下「組織委員会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 組織委員会は、事務所を愛知県名古屋市東区東桜一丁目13番2号に置く。

（目的）

第3条 組織委員会は、現代美術等を中心とした国際的な芸術祭（以下「国際芸術祭「あいち」」という。）の準備及び開催運営等を行うことにより、次の各号に掲げる事項を達成することを目的とする。

- （1）新たな芸術の創造・発信により、世界の文化芸術の発展に貢献すること。
- （2）現代美術等の普及・教育により、文化芸術の日常生活への浸透を図ること。
- （3）文化芸術活動の活発化により、地域の魅力の向上を図ること。

（事業）

第4条 組織委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）国際芸術祭「あいち」の準備及び開催運営
- （2）その他組織委員会の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

（委員）

第5条 組織委員会の委員は、第6条第1項第1号に規定する会長、同項第2号に規定する副会長、公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長、地方独立行政法人愛知県美術館機構理事長、第10条第3項に規定する者及び第11条第1項に規定するアドバイザー会議委員とする。

2 委員は、組織委員会に関する活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(役員)

第6条 組織委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 監事 2名

2 会長は、愛知県知事が委嘱する者をもって充てる。

3 副会長は、愛知県県民文化局長及び愛知県知事が委嘱する者をもって充てる。

4 監事は、第10条第1項に規定する運営会議の同意を得て会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、組織委員会を代表し、会務を統括する。

2 会長は、テーマ・コンセプト及び出展作家・作品について承認する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ別表で定めた順序により、その職務を代理する。

4 監事は、組織委員会の業務及び会計を監査する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員及び委員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員及び委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(芸術監督)

第9条 組織委員会に、国際芸術祭「あいち」の学芸部門の責任者として芸術監督を置く。

2 芸術監督は、会長が委嘱する。

3 芸術監督の職務は、次のとおりとする。

- (1) テーマ・コンセプトの立案
- (2) 出展作家・作品の選考
- (3) その他学芸部門に関すること。

(運営会議)

第10条 組織委員会に、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、会長、副会長、公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長、地方独立行政法人愛知県美術館機構理事長及び2名のアドバイザー会議委員をもって構成する。
- 3 会長は、前項に定める者のほか、必要と認める者を、運営会議の同意を得て、構成員に加えることができる。
- 4 運営会議は、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) その他組織委員会の運営に関する重要な事項
- 5 運営会議は、会長が招集する。
- 6 会長が必要と認める場合、構成員は、運営会議にウェブ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用して出席することができる。
- 7 運営会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 8 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 9 運営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 やむを得ない理由のため運営会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。
- 11 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知した事項に対する構成員による書面表決をもって、運営会議の議決に代えることができる。
- 12 会長は、必要と認めるときは、運営会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(アドバイザー会議)

- 第11条** 組織委員会に、アドバイザー会議を置き、アドバイザー会議の委員は、愛知県知事が委嘱する。
- 2 アドバイザー会議は、会長の求めに応じテーマ・コンセプト等について助言を行う。
 - 3 アドバイザー会議は、芸術監督候補を選出する。

(その他の会議)

- 第12条** 前2条に定めるもののほか、組織委員会に会長が必要と認める会議

を置くことができる。

第3章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、運営会議の議決事項について、緊急を要するときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の運営会議において報告しなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

第14条 組織委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局長は愛知県県民文化局文化部長、事務局次長は愛知県県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室長をもって充てる。

3 事務局は、愛知県県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室に置く。

4 事務局には、所要の職員を置く。

5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会計

(経費)

第15条 組織委員会の活動に必要な経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 組織委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 補則

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、2020年9月8日から施行する。
- 2 組織委員会の設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立の日から2021年3月31日までとする。

附 則

この規約は、2020年11月17日から施行する。

附 則

この規約は、2021年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、2025年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、2026年4月1日から施行する。

別表

国際芸術祭「あいち」組織委員会規約第7条第3項で定める順位は下記のとおりとする。

記

第1順位 愛知県県民文化局長

第2順位 愛知県知事が委嘱する者のうち、あらかじめ会長が選任した者

国際芸術祭「あいち」組織委員会規約の一部改正（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">国際芸術祭「あいち」組織委員会規約</p> <p>第2章 組織 (委員)</p> <p>第5条 組織委員会の委員は、第6条第1項第1号に規定する会長、同項第2号に規定する副会長、公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長、<u>地方独立行政法人愛知県美術館機構理事長</u>、第10条第3項に規定する者及び第11条第1項に規定するアドバイザー会議委員とする。</p> <p>2 委員は、組織委員会に関する活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 組織委員会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 <u>4</u>名 (3) 監事 2名</p> <p>2 会長は、愛知県知事が委嘱する者をもって充てる。 3 副会長は、愛知県民文化局長及び愛知県知事が委嘱する者をもって充てる。 4 監事は、第10条第1項に規定する運営会議の同意を得て会長が委嘱する。</p> <p>(運営会議)</p> <p>第10条 組織委員会に、運営会議を置く。</p> <p>2 運営会議は、会長、副会長、公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長、<u>地方独立行政法人愛知県美術館機構理事長</u>及び2名のアドバイザー会議委員をもって構成する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規約は、2020年9月8日から施行する。 2 組織委員会の設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立の日から2021年3月31日までとする。</p>	<p style="text-align: center;">国際芸術祭「あいち」組織委員会規約</p> <p>第2章 組織 (委員)</p> <p>第5条 組織委員会の委員は、第6条第1項第1号に規定する会長、同項第2号に規定する副会長、公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長、第10条第3項に規定する者及び第11条第1項に規定するアドバイザー会議委員とする。</p> <p>2 委員は、組織委員会に関する活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 組織委員会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 <u>2</u>名 (3) 監事 2名</p> <p>2 会長は、愛知県知事が委嘱する者をもって充てる。 3 副会長は、愛知県民文化局長及び愛知県知事が委嘱する者をもって充てる。 4 監事は、第10条第1項に規定する運営会議の同意を得て会長が委嘱する。</p> <p>(運営会議)</p> <p>第10条 組織委員会に、運営会議を置く。</p> <p>2 運営会議は、会長、副会長、公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長及び2名のアドバイザー会議委員をもって構成する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規約は、2020年9月8日から施行する。 2 組織委員会の設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立の日から2021年3月31日までとする。</p>

附 則

この規約は、2020年11月17日から施行する。

附 則

この規約は、2021年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、2025年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、2026年4月1日から施行する。

別表

第2順位 愛知県知事が委嘱する者のうち、あらかじめ会長が選任した者

附 則

この規約は、2020年11月17日から施行する。

附 則

この規約は、2021年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、2025年1月1日から施行する。

別表

第2順位 愛知県知事が委嘱する者